

川崎市環境局民間活用事業者選定評価委員会（親会）会議録

日 時	令和 8 年 7 月 2 4 日（金） 9：4 5～1 0：0 0
場 所	川崎市役所本庁舎 2 0 2 会議室
委員	吉原 さちえ 委員 浦尾 和江 委員（欠席） 杉山 美紀 委員
所管課	生活環境部 石原部長 減量推進課（山田課長、小宮課長補佐、和田職員）
事務局	庶務課（藤田課長（欠席）、小澤課長補佐、酒井職員）
傍聴者	0 名
議 題	1 会長の選任について 2 部会の設置について 3 部会に属する委員の指名について 4 その他
事務局	定刻になりましたので、ただいまから、川崎市環境局民間活用事業者選定評価委員会を開催させていただきます。 本部会の事務局を務めます、川崎市環境局総務部庶務課長の藤田ですが、業務の都合により欠席となりましたので、代理で庶務課の小澤が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 委員会に先立ちまして、委嘱状をお手元に配布させていただいております。本来であれば直接委嘱状をお渡しし、委員をお願いするところでございますが、時間の都合上、机上への配布をもって委嘱状の交付に代えさせていただきます。 それでは続きまして生活環境部長の石原から御挨拶申し上げます。
生活環境部長	<挨拶>
事務局	<委員の紹介> 次に会議の成立について根拠規定を確認いたしますので、お手元の資料 2「川崎市環境局民間活用事業者選定評価委員会関係法規」の 1 ページ「川崎市附属機関設置条例」第 7 条（会議）の箇所を御覧ください。 第 2 項において、「附属機関は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない」とあります。 現時点で委嘱しております委員 3 名のうち 2 名の御出席をいただいております。 よって、本日の委員会は成立していることを御報告いたします。

	<所管課、事務局を紹介> 次に事務局から、川崎市環境局民間活用事業者選定評価委員会について御説明いたします。 引き続き、お開きの「川崎市附属機関設置条例」を御覧ください。 当委員会は「川崎市附属機関設置条例」に基づき設置された委員会で、所掌事務は４ページの別表の下段にあるとおり「環境局が所管する事務における民間活用事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。」でございます。 環境局で指定管理者制度を導入している施設である王禅寺の余熱利用市民施設について、今年度は令和７年度の事業評価に関する審議をお願いすることとなりますので、よろしくお願いいたします。
事務局	議事１ 会長の選任について それでは、本日の議事について御説明いたしますので、資料の１ページへお戻りいただき、条例の第６条（会長）及び第８条（部会）を御覧ください。 本日は、委員の皆様が委員就任または任期更新後の最初の委員会でございますので、第６条に基づき、会長の選任、その後、第８条に基づき部会の設置、部会に所属する委員の指名について御審議いただきたいと存じます。 それでは、会長は委員の互選で定めることとされております。委員の皆様から、御推薦などございますか。
杉山会長	<互選により杉山委員が会長に就任> では、これより先の議事につきましては、杉山会長に進行をお願いいたします。 よろしくお願いいたします。 先ほど事務局から説明がありましたように、本日の委員会は任期２年間のうち最初の会議となりますので、条例の規定に基づき、部会の設置と所属委員について決めていきます。
	会議の公開・非公開、会議録の作成方法、会議録の確認者について
杉山会長	それでは、具体的な議事に入る前に、会議の公開・非公開、会議録の作成方法、会議録の確認者の３点について協議します。 まず、本日の議題「１ 会長の選任」は既に済んでおりますので、「２ 部会の設置」「３ 部会に属する委員の指名」「４ その他」については、資料２～９ページ「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」に定める会議の公開の原則に基づき、公開とすることによいでしょうか。

	<一同了承>
杉山会長	では、そのように決定します。 本日、傍聴人はいらっしゃいますか。
事務局	傍聴人はいらっしゃいません。
杉山会長	わかりました。 次に、本日の会議録ですが、「要約方式」により作成することとしてよろしいでしょうか。 <一同了承>
杉山会長	次に、会議録につきましては、資料２ １１ページ「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則」第５条第２項の規定により、委員会で指定された者の確認を得るものとされておりますので、確認者を決定する必要がありますが、委員全員により確認することとしてよいでしょうか。 <一同了承>
杉山会長	では、そのように決定します。 なお、会議録の作成に当たりましては、発言者が分かるよう委員名を記載することとなっております。文書開示請求等があった場合には、委員名は原則開示されることとなりますので、御了承いただきますようお願いいたします。 議事２ 部会の設置について
杉山会長	では、「議題２ 部会の設置について」です。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	資料２の１ページ「川崎市附属機関設置条例」を御覧ください。 第８条（部会）にあるとおり、附属機関には必要に応じて部会を設置することができます。部会の委員は会長が会議に諮って指名することとなっております。また部会の決議を委員会の決議とすることもできます。 環境局の所管する施設について、「余熱利用市民施設部会」を設置し、専門

	的・集中的に御審議いただくのが望ましいと考えております。御審議をよろしくお願いいたします。
杉山会長	事務局の説明のとおり、「余熱利用市民施設部会」を設置することによいでしょうか。 <一同了承>
杉山会長	では、当委員会では「余熱利用市民施設部会」を設置することといたします。
事務局	ありがとうございます。 議事3 部会に属する委員の指名について
杉山会長	続いて、「議題3 部会に属する委員の指名について」に進みます。 条例では、部会に属すべき委員については、会長が会議に諮って指名することとなっておりますが、「余熱利用市民施設部会」の具体的な委員構成について、事務局側で何か案はありますか。
事務局	「余熱利用市民施設部会」につきまして、委員の皆様にご担当いただければと考えております。
杉山会長	わかりました。 では、部会に属する委員の指名及び構成は事務局案のとおりでよいかと思いますが、いかがでしょう。 <一同了承>
杉山会長	ありがとうございます。 また、条例においては部会の決議を委員会の決議とすることができるとされていますので、部会の決議を委員会決議としても差し支えないかと思いますが、いかがでしょう。 <一同了承>
杉山会長	ありがとうございます。 では、当委員会においては部会の決議を委員会決議とすることを決定いた

事務局	します。 以上で、予定されていた議事は終了となります。 事務連絡があれば、事務局からお願いいたします。 今後の予定について説明させていただきます。 本日の会議録につきましては、事務局から委員の皆様にお送りいたしますので、加除修正の上、御返送いただければと考えております。作業日程については、別途御連絡いたします。 事務局からは以上となります。
杉山会長	それでは、本日の議題の審議は終了しましたので、これをもちまして川崎市環境局民間活用事業者選定評価委員会を閉会いたします。 円滑な進行に御協力いただきありがとうございました。